　　　　　　　　公園愛護協力会規約（例）

※公園愛護協力会の金銭管理を担っている自治会や町内会名義の口座に報償金の振込みを希望される場合の規約（第８条及び附則を追加。）

　（名称）

第１条　本会は、　　　　　　　　　　　　公園愛護協力会と称する。

（目的）

第２条　本会は、　　　　　　　　　　　　公園の美化及び保全活動を通じて公園愛護思想の高揚を図り、もって公園等の適正な維持管理に協力することを目的とする。

（会の活動内容）

第３条　本会は、第２条の目的を達成するため次の活動を行う。

⑴　公園の清掃（月１回以上）、除草（年１回以上）

　⑵　公園設備及び樹木の損傷等異常の発見・報告

　⑶　公園の利用マナー向上につながる活動（公園の美化啓発等）

　⑷　その他協力会の目的達成のために必要な活動

　（役員）

第４条　本会には、次の役員を置く。

　会長　　　　名

　副会長　　　名

　会計　　　　名

（役員の任務）

第５条　会長は本会を代表し、会務を統轄する。

２　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

（役員の選出）

第６条　役員は、総会において会員の互選により選出するものとする。

　（役員の任期）

第７条　本会の役員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。

　（金銭の管理）

第８条　本会に係る金員（京都市から交付される報償金を含む。）の管理は、○○自治会の口座で行う。

（附則）

本会規約は、　　　　年　　　　月　　　　日から施行する。

※基本的に、各愛護会の認定日です。

　（附則（令和○年○月○日改正））

　この改正による改正後の○○公園愛護協力会規約は、令和○年○月○日から施行する。

※各愛護会で規約を改正した日と、効力を発生させた日（同一でも結構です）を記入してください。